

インボイス制度（適格請求書等保存方式）について

**免税事業者**のみなさまへ

令和5年10月1日から

消費税

## インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください



ご存じの方も多いと思いますが、改めて上記の制度について概略をお知らせします。

この制度は令和5年10月1日から施行されます。先の日以降の取引において、消費税の課税取引として取扱うためには、適格請求書（通称インボイス制度）の発行が必要になります。

また、そのためには適格請求書発行事業者登録が必要になります。これは、原則として令和5年3月31日までに申請しなければなりません。この日までに申請することで和5年10月1日から適格請求書発行事業者登録簿に登載され、これにより消費税の課税取引として可能になるということです。

### 登録申請のスケジュール



適格請求書発行事業者登録簿に登載されると、消費税等を課税した取引ができることとなります。（確認方法は、国税庁のHPに登録者名簿が公表されます。）

また、適格請求書に法人の場合はT（ローマ字）+法人番号（数字13桁）個人（人格のない社団等）の場合はT（ローマ字）+数字13桁（マイナンバーは使用しないで税務署から通知されたものを使用する）を明記しなければなりません。

これにより、取引が課税取引かどうかを判断して経理処理を行い、消費税等の申告書を作成することになります。

令和5年10月1日からの取引について整理しますと、

**買い手側**は、適格請求書が発行される取引かどうか確認しなければなりません。（HPを確認するとともに、T+13桁の数字が記載あるかの確認）要件を満たせば課税取引、なければ消費税の対象となる取引ではないこととなります。

**売り手側**は、登録事業者であればその旨をお知らせするとともに、T+13桁の番号を表記した適格請

求書を発行しなければなりません。一方、登録事業者でない方は適格請求書を発行できないので今まで通りとなります。

## 適格請求書発行事業者公表サイト（令和3年10月運用開始）の概要

- > 適格請求書発行事業者公表サイトでは、「登録番号」を入力し、その登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認できます。

### 【確認できる事項】

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称（※） ②法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地 ③登録番号  
④登録年月日 ⑤登録取消年月日、登録失効年月日
- ※ 個人事業者の氏名について、「住民票に記載されている外国人の通称」又は「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表を希望する場合は、必要事項を記載した公表申出書の提出が必要
- 上記のほか、以下の項目について事業者から公表の申出があった場合には、追加で公表可能
- ・個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地等
  - ・人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

### 【TOP画面】

登録番号  
T 1234567890123 13桁

登録番号でまとめて検索する + 一度に最大10件まで検索可能

### 【検索結果画面】

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。

**国税 太郎の情報**

最新情報

登録番号  
T1234567890123

氏名又は名称  
**国税 太郎**

登録年月日  
**令和5年10月1日**

本店又は主たる事務所の所在地  
**東京都千代田区霞が関3丁目1-1**

主たる屋号  
**国税商店**

公表の申出があった場合のみ表示

～ 請求書の対応例 ～

※ 下線部は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

① 交付先の相手方（売上先）の氏名又は名称

② 取引年月日

③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率

請求書

(株)〇〇 御中 ▲▲▲▲(株)  
登録番号T1234...

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割り丸	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円
※ 軽減税率対象		
8%対象	15,000円	消費税1,200円
10%対象	3,000円	消費税 300円

④ 売手（当社）の氏名又は名称及び登録番号

⑤ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

⑥ 税率ごとに区分した消費税額

具体的には、消費税の申告書を作成する際、課税売上に対する消費税等から課税仕入れに対する消費税等を差引くことで納付すべき税額を計算していますが、上記の適格請求書がないと課税仕入れとして差引くことができなくなります。

例えば、110,000 円の売上のために 88,000 円の支払があった場合、

1. 適格請求書がある場合（税率 10%として）

$$\begin{array}{rclcl} \text{売上に対する消費税額等} - \text{仕入に対する消費税額等} & = & \text{納付すべき消費税額等} \\ 10,000 \text{ 円} & - & 8,000 \text{ 円} & = & 2,000 \text{ 円} \end{array}$$

2. 適格請求書がない場合

$$\begin{array}{rclcl} \text{売上に対する消費税額等} - \text{仕入に対する消費税額等} & = & \text{納付すべき消費税額等} \\ 10,000 \text{ 円} & - & 0 \text{ 円} & = & 10,000 \text{ 円} \end{array}$$

となり、適格請求書がないと納付する消費税額等が多くなります。

問題なのは、上記 1 と 2 で計算した消費税額等の差額 8,000 円についてです。

売り手側が登録事業者でない場合は、消費税をプラスした取引ができませんから、取引したものの価値が 80,000 円又は 88,000 円かの判断が必要になり、当然買い手側も同様に考え 8,000 円の差額について、交渉となるケースが出てくると考えられます。そのままか、値引か、価格変更か、取引停止か等いろいろあることでしょう。

これを踏まえ、現在免税事業者の方は登録事業者になるべきかどうか。一方課税事業者の方は取引先が登録事業者かどうかを確認し、今後の取引について考慮しなければならなくなるでしょう。

買い手側の参考になるよう事例を作ってみます。

上記 1 の場合 10,000 円 - 8,000 円 = 2,000 円の消費税の納付

つまり、取引先に 8,000 円、国等に 2,000 円支払ったこととなります。

上記 2 の場合 10,000 円 - 0 円 = 10,000 円の消費税の納付

これは、国等に 10,000 円支払ったこととなります。

結果、10,000 円支出したことで一緒になります。（消費税等だけ考えれば...）

ですが、買取価格が 88,000 円（課税取引でない場合）であれば 8,000 円は取引先に、国等に 10,000 円支払ったことになり、8,000 円分について自分から余計に支出したことになります。かといって、88,000 円を 80,000 円に値切る（力関係が働くと）と公正取引委員会の指導が入ることになるかもしれません。種々問題があるこの制度は来年から実施されます。よく考えて対応することが必要になります。

## 疑問 1 仕入税額控除ってなに？

### ▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

差し引く計算が  
仕入税額控除

仕入税額控除には  
インボイスの保存  
が必要

インボイスがなければ  
仕入税額控除できない※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



## 疑問 2

当社が登録しないと  
どうなるんだろう…

登録をしないと、  
売上先 (B社) にインボイスを交付できない  
そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ  
仕入税額控除ができない  
ということは…

$$\text{③ 1,300円 (売上税額)} - \text{② 0円 (仕入税額)} = \text{1,300円 (納付税額)}$$

1,000円の控除不可

② B社

インボイスがあれば300円

ポイント

当社 (売手) がインボイスを交付した  
場合と比べ、**売上先 (買手) の納  
付税額が大きく**計算されます※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

## 疑問 3

申告って、どう計算するの？  
売上げの10%を納税  
しなきゃいけないの？

課税事業者になったとしても、インボイスを  
保存し、仕入税額控除を行えば…

$$\text{② 1,000円 (売上税額)} - \text{① 700円 (仕入税額)} = \text{300円 (納付税額)}$$

控除可能

② A社

ポイント

納付税額は、売上げの10%ではなく、  
仕入税額控除後の金額です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です